

重要事項説明書

{令和8年1月1日現在}

1 施設の設置及び通所介護施設の概要

- (1) 名称 幸風デイサービスセンター
- (2) 所在地 鳥取県岩美郡岩美町大字浦富字小堤434-25
- (3) 電話番号 (0857) 37-5226
- (4) 代表 管理者 有光 由佳
- (5) 設立年月 平成14年10月
- (6) 施設の種類 通所介護施設
- (7) 事業所の目的 介護保険法令に従って、利用者が居宅において可能な限り、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とし、利用者に対して、所定の通所介護相当サービスを提供させていただきます。
- (8) 事業所の運営方針 ※契約書に記載しております。
- (9) 利用定員 35名。(日曜日及び、1月1日~1月3日は10名)
- (10) 勤務体制 管理者1名(常勤)生活相談員10名(常勤兼務4、非常勤兼務6)
介護士17名(常勤兼務4、非常勤専従6、非常勤兼務7)
看護師4名(常勤兼務2 非常勤専従2)
調理員3名以上(非常勤3)
機能訓練指導員2名(常勤兼務2)

2 この事業所の営業日時について

営業日 毎週月曜日から日曜日まで
(但し、1月と2月を除く31日の月は月2回、30日の月は月1回の休みあり)

営業時間 7時30分から18時30分まで

※ 通常の営業時間を超えてサービスの提供を希望される場合には、お早めにお申し出ください

3 介護保険給付対象サービス

(1) 介護予防プログラムに関すること

事業対象者・要支援1、要支援2の利用者に対して必要な通所介護相当サービスを提供し介護状態にならないように必要な訓練を行う。

ア 運動器の機能向上

イ 口腔機能の向上

4 介護保険給付対象外サービス

(1) 日常生活上の援助

日常生活動作能力に応じて必要な介助を行います。

- ア 排泄の援助
- イ 移動の援助
- ウ 利用中の容態急変に伴う受診の介助その他必要な身体の介助
- エ 養護

(2) 健康状態の確認

- ア 心身状況の聴き取り
- イ 体温、脈拍、血圧の測定

(3) 機能訓練サービス

日常生活を営むのに必要な身体機能の減退を防止するための訓練並びに心身の活性化を図るための各種サービスを提供します。

- ア 日常生活動作に関する訓練
- イ アクティビティサービス
- ウ グループワーク
- エ 行事的な活動
- オ 趣味活動
- カ 体操

(4) 送迎サービス

※ 所定の運行時刻表に基づいて送迎しますが、他の利用者の介護状態によっては到着時刻が多少、前後する場合があります。あらかじめ、ご了承ください。

※ 必要に応じて居宅と送迎車両との間も介助します。遠慮なくお申し出ください。

(5) 入浴サービス

- ア 入浴の形態 一般浴槽による入浴
- イ 介助の種類 衣類の着脱
身体の清拭、洗髪、洗身、その他の援助

(6) 食事サービス

- ア 準備、後始末の介助、摂取の介助
- イ 刻み食などへの調理
- ウ その他の介助

※ 刻み食など二次調理の費用はいただきません。

(7) 通所介護相当サービスに関するお相談、助言サービス

地域包括支援センターと連携して、利用者の居宅における機能訓練方法等について相談を受けるとともに、助言を行います。

(8) その他のサービス

失禁等により衣服の着替えが必要となった場合には、着替えを無料で貸し出します。
次回の利用日までにお返しください。

5 利用料金について

(1) 介護保険給付対象サービス

ア 第1号通所事業・通所介護相当サービス費

利用者の 要介護度	基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)
事業対象者 要支援1	17,980円 (1月につき週1回程度)	1,798円	3,596円
事業対象者 要支援2	36,210円 (1月につき週2回程度)	3,621円	7,242円
事業対象者 要支援1・2	4,360円 (1月の中で全部で4回までのサービス)	436円 (1回につき)	872円 (1回につき)
事業対象者 要支援2	4,470円 (1月の中で全部で5～8回までのサービス)	447円 (1回につき)	894円 (1回につき)

イ サービス提供体制強化加算 (I)

利用者の 要介護度	基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)
事業対象者 要支援1	880円 (週1回程度)	88円	176円
事業対象者 要支援2	880円 (週1回程度)	88円	176円
事業対象者 要支援2	1,760円 (週2回程度)	176円	352円

ウ 科学的介護推進体制加算 1月あたり 40円

エ 介護職員等処遇改善加算Ⅲ 上記算定した単位数の100分の8

オ 送迎減算 (片道あたり) 47円減算

カ 高齢者虐待防止措置未実施減算 1月あたり

事業対象者・要支援1 (週1回程度) 18円減算

事業対象者・要支援2 (週1回程度) 18円減算

事業対象者・要支援2 (週2回程度) 36円減算

キ 業務継続計画未策定減算

1月あたり

事業対象者・要支援1（週1回程度）	18円減算
事業対象者・要支援2（週1回程度）	18円減算
事業対象者・要支援2（週2回程度）	36円減算

(1) 介護保険給付対象外サービス

ア 食費（食材料費＋調理費）	600円
イ おやつ代	100円
ウ その他	実費

○ あなたの介護度は「事業対象者・要支援1 2」です。

○ あなたが通所介護相当サービスを利用できる日は、居宅サービス計画及び個別サービス計画により「月 火 水 木 金 土」曜日となります。

○ あなた（事業対象者・要支援1、2）の利用料金は、1ヶ月あたり

費用	自己負担額	備考
(1) 介護予防通所介護相当	円/日	
(2) 処遇	円/日	
(3) 食費	600円/日	利用回数による
(4) おやつ代	100円/日	利用回数による
(5) 科学的介護	40円/月	
合計		

となります。

※ 保険料の滞納等により法定代理受領ができなくなった場合、要支援度等に応じた介護報酬相当額をお支払いください。その際、サービス提供証明書を発行します。この証明書を市町村の担当窓口に出すれば、自己負担分を差し引いた金額が払い戻してもらえます。

5 相談、要望、苦情等の窓口について

通所介護相当サービスに関するご相談、ご要望、苦情等がありましたら、遠慮なく、お申し出ください。

当施設における苦情の受付

- 1 苦情受付担当者 : 生活相談員 新 礼子
- 2 苦情解決責任者 : 管理者 有光 由佳

- 3 受付時間 : 8 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0 (平日)
4 ご利用方法 : 電話 0 8 5 7 - 3 7 - 5 2 2 6
FAX 0 8 5 7 - 3 7 - 5 2 2 8

または直接口頭にてお申し付けください。

市町村の介護保険担当窓口、鳥取県国民健康保険団体連合会、鳥取県社会福祉協議会でも受け付けます。

- 1、岩美町介護保険担当窓口 TEL 0 8 5 7 - 7 3 - 1 4 1 4
FAX 0 8 5 7 - 7 3 - 1 3 4 4
- 2、鳥取県国民健康保険団体連合会 TEL 0 8 5 7 - 2 0 - 3 6 8 1
FAX 0 8 5 7 - 2 9 - 6 1 1 5
- 3、鳥取県社会福祉協議会 TEL 0 8 5 7 - 5 9 - 6 3 3 5
FAX 0 8 5 7 - 5 9 - 6 3 4 0

6 事故発生時の対応

通所介護相当サービスの提供により利用者に事故が発生した場合は、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平11.3.31厚令37)第105条の規定により、速やかに次に掲げる措置を行います。

- (1) 利用者の家族、市町村及び利用者に係る地域包括支援センター等に連絡するとともに、医療などの必要な措置を行います。
- (2) 事故の内容や状況により損害賠償が必要と判断される場合は、損害賠償する旨を利用者等に説明するとともに、それに係る手続きを行います。

7 虐待防止

事業所は、ご利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、指針を整備し責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する等の措置を講じます。

- (1) 事業所はご利用者が成年後見人を利用できるよう支援を行います。
- (2) 当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- (3) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

8 非常災害対策

非常災害に備えるため災害時事業継続計画、消防計画を作成し当該計画に基づく業務を行います。

- (1) 非常災害に関する具体的計画を立、関係機関への通報及び連携体制を整備しそれらを定期

的に従業者へ周知すること。

- (2) 消防計画に基づいた避難訓練を定期的を実施します。
- (3) 災害・消防設備、施設などの指針及び点検・整備を行います。
- (4) 事業所における非常災害のための対策を検討する委員会をおお6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者にしゅ徹底しています。
- (5) 従業者に対し、非常災害のための研修及び訓練を定期的を実施します。

9 感染対策

事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 介護職員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の整備及び備品等について、衛生的な管理に務めます。
- (3) 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底しています。
- (4) 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備しています。
- (5) 従業者に対し、感染症の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的を実施します。

10 提供するサービスの第三者評価の実施状況

実施年月日	年	月	日	あり	なし
評価期間					
評価結果の開示				あり	なし

令和 年 月 日

通所介護相当サービスの提供に際し、利用者等に対して契約書及びこの書面に基づいて重要な事項を説明しました。

説明者

所在地 鳥取県岩美郡岩美町大字浦富字小堤434-25

名称 幸風デイサービスセンター

職・氏名 印

契約書及びこの書面により、事業所から重要事項の説明を受け、通所介護相当サービスの提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

利用者

住所

氏名

印

代筆者

住所

氏名

印

利用者との続柄 ()

利用者の代理人

住所

氏名

印

利用者との続柄 ()